

# 標準開示フォーマット(特定非営利活動法人用)

報告年月日

報告者氏名

当該法人における役職

## 1. 組織情報

法人名称   
 所轄庁   
 主たる事業所の所在地   
 従たる事務所の所在地   
 代表者氏名   
 法人設立登記年月日

定款に記載された目的  
 この法人は、住みよいまちづくり、即ちエコタウンづくりを推進するため、地域住民に対して、プロジェクト・ワイルド、ネイチャーゲーム及び自然観察等のプログラムの実践し、地域の里山等の自然環境と生活環境の保全を推進し、地域における社会教育及び環境教育の増進を図るとともに、地域の人々の健康と福祉に寄与することを目的とする。  
 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。  
 (1) 社会教育の推進を図る活動  
 (2) まちづくりの推進を図る活動  
 (3) 環境の保全を図る活動  
 (4) こどもの健全育成を図る活動  
 (5) (1)~(4)の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動  
 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。  
 (1) 環境保全に関する調査・研究事業  
 (2) 環境に関する指導者育成及び環境教育事業  
 (3) エコタウンづくりに関する事業  
 (4) 地球環境保全に関する啓発・指導事業  
 (5) 地域の環境保全に関する広報・啓発事業  
 (6) その他目的を達成するために必要な事業

活動分野
  保健・医療・福祉
  社会教育
  まちづくり  
 学術・文化・芸術・スポーツ
  環境の保全
  災害救援  
 地域安全
  人権・平和
  国際協力  
 男女共同参画社会
  こどもの健全育成
  情報化社会  
 科学技術の振興
  経済活動の活性化
  職業能力・雇用機会  
 消費者の保護
  連絡・助言・援助

事業活動の概要 (400字以内)

公開用電話番号 
 ファックス

ホームページ 
 メールアドレス

常勤職員数

認定  (認定NPO法人の場合は、チェックを入れて、以下の項目も入力)  
 認定年月日 
 認定満了日   
 相対値基準
  絶対値基準
  条例指定
  仮認定

閲覧書類の添付  定款

事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書/ 収支計算書
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLをご記入ください。

## 2. 財務情報

■ 事業年度(直近の決算) 平成22年度(平成22年 4月 1日～平成23年 3月31日)

### ■ 活動計算書/収支計算書

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益計	3309130	0	3309130
1. 受取会費	58000		58000
2. 受取寄附金	48000		48000
3. 受取民間助成金			0
4. 受取公的補助金	279000		279000
5. 自主事業収益 (うち介護事業収益)	42400		42400 0
6. 受託事業収益 (うち公益受託収益)	2862479		2862479 0
7. その他収益	19251		19251
II 経常費用計	3088870	0	3088870
1. 事業費 (うち人件費)	2968575		2968575 0
2. 管理費 (うち人件費)	120295		120295 0
III 当期経常増減額			0
IV 経常外収益計			0
V 経常外費用計			0
VI 経理区分振替額			0
VII 当期正味財産増減額			0
VIII 前期繰越正味財産額			0
IX 次期繰越正味財産額	1148480		1148480

### ■ 貸借対照表

平成23年 3月31日現在

I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産	70260	1. 流動負債	0
2. 固定資産	1078220	2. 固定負債	0
		負債合計	0
		III 正味財産の部	
資産合計	1148480	正味財産合計	1148480
		負債及び正味財産合計	1148480

### ■ 準拠している会計基準

NPO法人会計基準

その他

(その会計基準名) →

### ■ 監査の実施

監事監査

# 特定非営利活動法人ひむかり山自然塾定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ひむかり山自然塾という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市大塚台西3丁目40番地10に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、住みよいまちづくり、即ちエコタウンづくりを推進するため、地域住民に対して、プロジェクト・ワイルド、ネイチャーゲーム及び自然観察等のプログラムの実践し、地域の里山等の自然環境と生活環境の保全を推進し、地域における社会教育及び環境教育の増進を図るとともに、地域の人々の健康と福祉に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) こどもの健全育成を図る活動
- (5) (1)～(4)の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境保全に関する調査・研究事業
- (2) 環境に関する指導者育成及び環境教育事業
- (3) エコタウンづくりに関する事業
- (4) 地球環境保全に関する啓発・指導事業
- (5) 地域の環境保全に関する広報・啓発事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

#### (入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 環境保全及び環境教育に意欲のあること
  - (2) エコタウンづくりに意欲のあること
- 2 正会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 理事会は、前項のものが第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 正会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

#### (除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 16 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の

3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第4章 総会

(種別及び構成)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び

場所を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第26条及び前条第1項の規定に適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

- 2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第35条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。



(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数（書面表決者がある場合には、その数を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された 2 名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産と収益事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。

2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合に

において、理事長は、変更した内容について、当該事業年度内に開催される総会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算等)

第 45 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

第 46 条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定に関わらず、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 50 条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）に存する残余財産は、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、宮崎日々新聞に掲載して行う。

## 第 8 章 事務局

(事務局)

第 54 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第 9 章 雑則

(委任)

第 55 条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第 44 条第 1 項に規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	1,000 円
(2) 年会費	
正会員・賛助会員の個人	2,000 円
正会員・賛助会員の団体	10,000 円

# 平成22年度事業報告書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

特定非営利活動法人ひむか里山自然塾

## 1 事業活動方針

本法人の目的及び事業に対する社会の要望に応えるため、本年度においては、環境教育指導者育成事業及び環境教育のフィールド提供事業を中心に活動を実践した。

## 2 事業内容

### ① 環境教育指導者養成事業

#### ア プロジェクト・ワイルドエデュケーター養成講習会の開催

(第11回)

- ・実施時期 平成22年10月3日(日)
- ・実施場所 ひむか里山の森(宮崎市細江・高岡町上倉永)
- ・対象人員 教職員及び各種団体の指導者 3名
- ・実施内容 プロジェクト・ワイルドの環境教育プログラムを指導できる資格者を養成
- ・講師 プロジェクト・ワイルドファシリテーター(岩切)
- ・スタッフ 4名(角谷、児玉、前田、尾林)

### ② 環境教育事業

#### ア ひむか里山の森での子ども里山自然体験教室

(第1回)

- ・実施日 平成22年7月25日(日)
- ・内容 ネイチャーゲーム(担当者:川俣)  
(ノーズ、動物交差点、同じ物を見つけよう、里山の森クイズ)
- ・参加者 5名及びスタッフ7名(川俣、角谷、黒岩、濱田、前田、尾林、岩切)

(第2回)

- ・実施日 平成22年8月22日(日)
- ・内容 里山の森で、ミクロの世界を探検しよう(担当者:児玉)
- ・参加者 7名及びスタッフ7名(児玉、小川、角谷、金丸、川俣、前田、岩切)

(第3回)

- ・実施日 平成22年10月23日(土)～24日(日)
- ・内容 里山の森の自然を満喫しよう!!(キャンプ)(担当者:岩切)
- ・参加者 5名及びスタッフ7名(岩切、濱田、前田、角谷、川俣、児玉、尾林)

(第4回)

- ・実施日 平成22年11月7日(日)
- ・内容 里山の森でウグイス笛を吹き、竹とんぼを飛ばそう!!(担当者:金丸)
- ・参加者 8名及びスタッフ5名(金丸、小川、角谷、前田、岩切)

(第5回)

- ・実施日 平成22年12月4日(土)
- ・内容 コマ地図を持って「ネイチャー迷路」を探検しよう!!(担当者:角谷)
- ・参加者 スタッフ5名(角谷、児玉、前田、尾林、岩切)

イ 第13回リバーフロントスクール

- ・実施時期 平成22年 9月23日(日)
- ・実施場所 一ツ瀬川河口
- ・参加者 8名(子供5名、大人3名)
- ・スタッフ 6名(角谷、金丸、外山、前田、尾林、岩切)
- ・実施内容 プロジェクト・ワイルド及びバードウォッチングによる環境教育の実施

③ 環境保全に関する調査・研究事業

ア 宮崎県内におけるイヌワシ調査と保護活動(モニタリング調査)

- ・実施時期 平成22年4月～23年3月(不定期)
- ・実施場所 須木村、綾町
- ※ 未実施

イ 宮崎市西部丘陵地帯のオオイタサンショウウオの生息調査

- ・実施時期 平成22年4月～23年3月(不定期)
- ・実施場所 宮崎市
- ※11/30:生息地現状確認(水路に溜水あり)

④ 環境教育のフィールド提供事業

ア 平成22年度ひむかり山の森づくり事業

(1) 場所:宮崎市高岡町上倉永及び細江 国有林213～215林班

(2) 森の名称:「ひむかり山の森」野生動物の森

(3) 野生動物の森の面積:約11,200m<sup>2</sup>

(4) 森づくりの根拠

「遊々の森における体験活動に関する協定」(52.94 ha)

平成18年6月16日、平成20年3月31日及び平成22年3月31日に宮崎森林管理署、宮崎市、宮崎中央森林組合と当法人で協定を締結

(5) 森づくり作業の期間:平成22年4月1日から平成23年3月31日

(6) 森づくり作業に対する支援

- ・平成22年度宮崎県森林づくり活動支援事業:169,000円(3/4助成)
- ・みやざき環境パートナーシップ推進事業:100,000円

(7) 森づくり作業の内容(概要)

・クラフトの森の植林

前年度植林予定のシラキ(50本)、イチイガシ(100本)、クスノキ(100本)及びセンダン(100本)をクラフトの森に植林した。

・昆虫の森1区・2区の補植作業

昆虫の森1区にハルニレなど14種・105本、昆虫の森2区にクスノキなど9種76本を補植した。

・エコクッキングの森の補植作業

エコクッキングの森にタラノキなど9種・254本を補植した。

- ・ひむか里山の森の育林作業  
これまで植林した「昆虫の森」(9,700m<sup>2</sup>・28種・1,695本)、「エコクッキングの森」(6,000m<sup>2</sup>・20種・1,800本)及び「環境学習の森(ネイチャー迷路)」(10,600m<sup>2</sup>・32種・2,032本)の下草刈りを実施した。
- ・ログハウスの塗装を実施した。  
平成18年度にログハウスを設置して以降、初めての塗装を行った。
- ・ネイチャー迷路の補修作業及び活着状況調査  
「環境学習の森」のネイチャー迷路の補修作業及び活着状況調査をした。
- ・「野生動物の森」の設置作業  
「野生動物の森」に設置する観察通路の現地設計として、外周予定地に白いロープとピンクのリボンを設置した。

#### (8) 森づくり作業実績

- ・ひむか里山の森の案内等  
平成22年4月から平成23年3月までに4回実施した。  
「ひむか里山の森」やログハウス・ツリーハウスの案内を行った。
- ・一般公募による森づくり作業  
平成22年4月から平成23年3月までの1年間に40回実施した。
  - ・クラフトの森の植林(2回)
  - ・昆虫の森1区、2区及びエコクッキングの森の補植(3回)
  - ・昆虫の森1区、2区、エコクッキングの森及び駐車場・イベント広場の下草刈り(14回)
  - ・ログハウスの塗装(4回)
  - ・ネイチャー迷路の補修作業及び活着率調査(10回)
  - ・野生動物の森の設置作業(5回)
- ・有志による森づくり作業  
平成22年4月から平成23年3月までに2回の作業を実施した。この作業は、一般公募による森づくり作業を補足するもので、クラフトの森に植林する樹木の準備を行った。

ひむか里山の森づくり事業への参加者数を集計すると次の表のようになる。

作業区分	実施回数	参加者数(人・日)		
		会員	非会員	合計
ひむか里山の森の案内等	4	5	2	7
一般公募による森づくり作業	40	126	47	173
有志による森づくり作業	2	3	0	3
合計	46	134	49	183

会員は、NPO法人ひむか里山自然塾の会員

#### ⑤委託事業

ア 幼児期における環境学習マニュアル作成業務(宮崎県委託事業)

- ・エコ幼稚園・保育所の現地調査(実践活動紹介の原稿回収)
- ・マニュアルの作成
  - ①循環型社会・低炭素社会づくり等に関する基礎知識
  - ②取組・ノウハウ
  - ③実践活動紹介
  - ④教材、施設、講座等の紹介
- ・印刷、製本、配布(3,000部)(平成23年3月10日納品)
- ・電子媒体(提出用電子データ及びHP掲載用電子データ)の作成(平成23年3月10日納品)

(法第28条第1項関係様式)

## 平成22年度財産目録

(平成23年3月31日現在)

特定非営利活動法人ひむか里山自然塾

科目・摘要		金額	
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金	現金手許有高	50,861	
普通預金	宮崎銀行大塚台支店	19,399	
未収入会費			
未収入会費	年度分 名		
流動資産合計			70,260
2 固定資産			
固定資産物品		1,031,247	
権利		0	
その他の固定資産		46,973	
固定資産合計			1,078,220
資産合計			1,148,480
II 負債の部			
1 流動負債			
未払い金	賃金 名分	0	
預かり金	源泉所得税他	0	
前受金	次年度分会費 名分	0	
短期借入金		0	
流動負債合計			0
2 固定負債			
長期借入金		0	
固定負債合計			0
負債合計			0
差引正味財産			1,148,480

(法第28条第1項関係様式)

## 平成22年度貸借対照表

(平成23年3月31日)

特定非営利活動法人ひむか里山自然塾

科目・摘要	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金	70,260		
未収入会費	0		
流動資産合計		70,260	
2 固定資産			
固定資産物品	1,031,247		
権利	0		
その他の固定資産	46,973		
固定資産合計		1,078,220	
資産合計			1,148,480
II 負債の部			
1 流動負債			
未払い金 賃金 名分	0		
預かり金 源泉所得税他	0		
前受金 次年度分会費 名分	0		
短期借入金	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
1 繰越金残高			
前期繰越金		0	
次期繰越金		70,260	
2 その他の正味財産		1,078,220	
正味財産合計			1,148,480
負債・正味財産合計			1,148,480

・繰越金残高の内訳

現金預金	70,260
未収入金	0
未払金	0
預かり金	0
前受金	0
	<u>70,260</u>

・その他の正味財産の内訳

固定資産物品	1,031,247
権利	0
その他の固定資産	46,973
	<u>1,078,220</u>



(法第28条第1項関係様式)

平成22年度収支計算書  
(平成22年4月1日から平成23年3月31日)

特定非営利活動法人 ひむか里山自然塾

	予算額	決算額	増 減	備 考
I 収入の部	528,740	3,309,130	2,780,390	
1 会費収入	82,000	58,000	-24,000	個人会員21名分(9名未納) 賛助会員1社 21年度会費3名分(3名未納)
2 事業収入	426,500	3,183,879	2,757,379	
PWエデュケーター講習会	80,000	26,000	-54,000	1回(3名)
出前環境教育(依頼事業を含む)	40,000	0	-40,000	
リバーフロントスクール	2,000	400	-1,600	
宮崎県森林づくり活動支援事業	169,500	169,000	-500	
みやざき環境パートナーシップ推進事業	100,000	112,000	12,000	補助金100,000円 参加費 12,000円
宮崎県レクリエーション協会助成金	20,000	10,000	-10,000	7/25自然体験教室、RFS
幼児期における環境学習マニュアル作成事業	0	2,862,479	2,862,479	
ツリーハウス利用料	15,000	4,000	-11,000	
3 寄付金収入	0	48,000	48,000	
4 雑収入	1,000	11	-989	銀行利息
5 借入金収入	0	0	0	
6 繰入金収入	19,240	19,240	0	
当期収入合計(A)	528,740	3,309,130	2,780,390	
前期繰越収支差異	0	0	0	
収入合計(B)	528,740	3,309,130	2,780,390	
II 支出の部	528,740	3,238,870	2,710,130	
1 事業費	381,000	2,968,575	2,587,575	
PWエデュケーター講習会	75,000	23,630	-51,370	
出前環境教育(依頼事業を含む)	20,000	0	-20,000	
子ども自然体験教室	100,000	117,613	17,613	
みやざき環境パートナーシップ推進事業	100,000	107,163	7,163	みやざき環境パートナーシップ推進事業
宮崎レクリエーション協会	0	10,450	10,450	
リバーフロントスクール	12,000	7,010	-4,990	
ひむか里山の森づくり事業	174,000	179,820	5,820	
幼児期における環境学習マニュアル作成事業	0	2,640,502	2,640,502	
2 管理費	147,740	120,295	-27,445	
人件費(人材派遣費)	50,000	50,000	0	
通信費	50,000	27,454	-22,546	
消耗品費	8,000	1,706	-6,294	
印刷費	10,000	10,000	0	
諸会費等	23,000	23,000	0	宮崎県レクリエーション協会、CONE みやざき森づくりボランティア協議会
租税公課	1,000	1,200	200	
雑費	5,740	6,935	1,195	
3 設備維持管理積立金	0	150,000	150,000	
積立金	0	150,000	150,000	ツリーハウス等
4 予備費(ボランティア保険)	0	0	0	
当期支出合計(C)	528,740	3,238,870	2,710,130	
当期収支差額(A)-(C)	0	70,260	70,260	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	70,260	70,260	